

「モビットカード会員規約」の変更について

「モビットカード会員規約」を以下のとおり変更いたします。

1. モビットカード会員規約

変更前	変更後	変更理由
<p>第5条（借入利率、および利息の計算方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 借入利率は、モビット所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。 <p>第23条（期限の利益の喪失）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 <ol style="list-style-type: none"> 支払停止となったとき。 強制執行の申立があったとき。 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 相続の開始があったとき。 第25条第6項各号のいずれかに該当したとき。 お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 <ol style="list-style-type: none"> 届出事項の変更を届出なかった場合、または第28条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めたとき。 	<p>第5条（借入利率、および利息の計算方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 借入利率は、モビット所定の利率を適用するものとし、契約内容確認書に記載します。 利息の計算方法は、契約内容確認書に記載します。 <u>金融情勢等の著しい変化その他の事由によりモビットが相当と認めた場合には、モビットは、第1項の借入利率を変更することができます。</u> <p>第23条（期限の利益の喪失）</p> <ol style="list-style-type: none"> お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、モビットの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 <ol style="list-style-type: none"> 支払停止となったとき。 強制執行の申立があったとき。 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 お客様の所在がモビットにとって不明となったとき。 本規約にもとづく債務であるかを問わず、モビットに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。 モビットに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。 相続の開始があったとき。 第25条第6項各号のいずれかに該当したとき。 お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、モビットの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。 <ol style="list-style-type: none"> 届出事項の変更を届出なかった場合、または第29条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 信用状態が悪化し、モビットが債権を保全するために必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> モビットに利率変更権限があることを明示するため 条文繰り下げ（第28条→第29条）のため

変更前	変更後	変更理由
<p>第 26 条 (合意管轄裁判所) 本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびモビットは、訴額にかかわらずモビットの本社または営業店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>第 27 条 (規約等の変更) 1. モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。 2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後 30 日が経過したことをもって、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>第 28 条 (カードの発行、取扱等) 1. モビットは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、モビットに属します。 2. カードの発行を受けたとき、お客様は、ただちにカードの署名欄に自ら署名し、お客様の責任においてカードを使用、保管します。 3. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。 4. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。 5. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにモビットに通知します。モビットは、カードの使用を停止します。 6. モビットは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、モビットが相当と認めたとき、モビットは、カードを再発行します。 7. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。 8. お客様が本規約に違反した場合、またはその他モビットが相当と認める事由がある場合、モビットは、カードの使用を停止することができます。</p>	<p>第 26 条 (指定紛争解決機関) <u>モビットが手続実施基本契約を締結する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」です。</u></p> <p>第 27 条 (合意管轄裁判所) 本規約にもとづく契約について訴訟の必要が生じた場合、お客様およびモビットは、訴額にかかわらずモビットの本社または営業店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>第 28 条 (規約等の変更) 1. モビットが本規約の内容を変更した場合、モビットは、変更内容をお客様に通知またはモビットが相当と認める方法により公告します。 2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後 30 日が経過したことをもって、モビットは、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>第 29 条 (カードの発行、取扱等) 1. モビットは、お客様にカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は、モビットに属します。 2. カードの発行を受けたとき、お客様は、ただちにカードの署名欄に自ら署名し、お客様の責任においてカードを使用、保管します。 3. お客様は、カードを本規約にもとづく取引に使用することができます。 4. お客様は、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等しません。 5. カードの紛失、盗難、毀損、滅失等があった場合、お客様は、ただちにモビットに通知します。モビットは、カードの使用を停止します。 6. モビットは、原則としてカードを再発行しません。ただし、お客様がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、モビットが相当と認めたとき、モビットは、カードを再発行します。 7. カードの紛失、盗難、暗証番号の漏洩その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合、お客様は、一切の責任を負います。 8. お客様が本規約に違反した場合、またはその他モビットが相当と認める事由がある場合、モビットは、カードの使用を停止することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸金業法 第 17 条第 2 項第 7 号 (貸金業法施行規則第 13 条第 3 項ソ (1)) に基づき、指定紛争解決機関を明文化するため ・条文繰り下げ ・条文繰り下げ ・条文繰り下げ

2. 変更日

平成 23 年 3 月 28 日 (月)